官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一一）　二
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁七）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務八一）　三
○登録講習機関の代表者変更（経済産業・環境六）　一〇
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通一二〇一）　一〇
○指定広域支援ふ頭及び指定地域支援ふ頭を指定した件（同一二〇二）　一〇
○航路標識に関する件（海上保安庁三五、三六）　一〇
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二四八～二五〇）　六
○道路に関する件（中部地方整備局六八）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
国家公安委員会　警察庁　法務省　防衛省　八
〔官庁報告〕　八
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　八
登録海技免状失効再交付講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
法　務　八
公証人任免（法務省）　八
国家試験
第七十八回獣医師国家試験（農林水産省）　八
除籍が滅失した件（法務省告示配一四八）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
特定保険募集人の所在の確知等関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三

本号で公布された法令のあらまし

◇エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百二十一号）（経済産業省）

1　特定エネルギー消費機器の範囲の見直し

ガス温水機器及び電気温水機器をエネルギー消費関係性能の向上を図ることが特に必要なエネルギー消費機器として定める。（第十八条関係）

2　特定エネルギー消費機器等のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件の整備

ガス温水機器及び電気温水機器のエネルギー消費機器等製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件を定める。（第十九条関係）

3　施行期日

この政令は、令和九年四月一日から施行する。（附則関係）